

## 平成30年度(第2回) 大分県道路メンテナンス会議

◇日時：平成30年11月21日(水) 13時30分  
◇場所：大分河川国道事務所・別館2階・会議室

### 議 事 次 第

1. 開 会

2. 挨拶 大分県道路メンテナンス会議 会長

3. 議 事

(1) 道路メンテナンス年報について

(2) 平成26年度以降の点検実施状況について

(3) 平成26年度以降の修繕着手状況について

(4) 道路鉄道連絡会議

・ 跨線橋の点検実施状況について

(5) その他

4. 意見交換

5. 閉 会

平成30年度(第2回)  
平成30年度(第1回)

大分県道路メンテナンス会議  
大分県道路鉄道連絡会議

出席者名簿

<平成30年11月21日(水)・13時30分~>

	所 属	役 職	委員出席		代理出席		随行者等		専門部会(○重複) (△同部署・□他部署)			
			氏 名	出席	役 職	氏 名	役 職	氏 名	踏道橋 連絡会議	道路鉄道 連絡会議	技術検討 部会	
会 長	国土交通省 九州地方整備局	大分河川国道事務所長	今田 一典	●				技術副所長	藤原 史武	○	○	
副会長	国土交通省 九州地方整備局	佐伯河川国道事務所長	白田 雅彦	●						○	○	
副会長	西日本高速道路株式会社九州支社	大分高速道路事務所長	北畑 雅義	●				副所長	岡澤 祐三	○	○	
副会長	大分県 土木建築部	道路保全課長	山本 真哉	●				副主幹主任	小野 貴史 釘宮 大輔	○	○	
委 員	大分市	土木建築部長	長野 保幸	×	土木建築部 審議官	広瀬 淳三		参事 参事補 技師	後藤 応寿 副田 泰二 田口 智也	△	○	△
委 員	別府市	建設部長	狩野 俊之	●				主査	山下 恭助	△	○	△
委 員	中津市	建設部長	林 克也	×	道路保全係 主幹(総括)	橋内 俊道		主任	光根 武宏	□	○	△
委 員	日田市	土木建築部長	梶原 文男	×	主幹(総括)	秦 和徳		主査	岡部誠二郎	△	○	△
委 員	佐伯市	建設部長	益永 朋幸	●						△	○	△
委 員	臼杵市	建設課長	高野 裕之	×	総括課長代理	村上 和		主査	永松 克己	○	○	△
委 員	津久見市	土木管理課長	宮近 信隆	×	主査	森本 龍輝				○	○	△
委 員	竹田市	建設課長	志賀 清隆	●						○	○	△
委 員	豊後高田市	建設課長	永松 史年	●								△
委 員	杵築市	建設課長	羽田野陽一	×	道路係 係長	岩尾 琢司		道路係 主査	中島 直紀	○	○	△
委 員	宇佐市	建設水道部長	麻生 公一	×	主幹(総括)	南 哲哉		副主幹	東 麻衣子	△	○	△
委 員	豊後大野市	建設課長	玉ノ井浩司	●						□	○	△
委 員	由布市	建設課長	佐藤 洋	×	参事	三ヶ尻郁夫				○	○	△
委 員	国東市	建設課長	栗林 慎	×	管理係長	土谷 靖						△
委 員	姫島村	建設課長	中城 正光	●								△
委 員	日出町	都市建設課長	松本 義明	●	課長補佐	中山 雅広		主査	白水 真	○	○	△
委 員	九重町	建設課長	小幡 靖彦	●						○	○	△
委 員	玖珠町	建設水道課長	梅木 良政	●				主任	山田 透	□	○	△
(整備局)委員	国土交通省 九州地方整備局 道路部	道路保全企画官	浅井 博海	●						○	○	△
	国土交通省 九州地方整備局 道路部	地域道路調整官	甲斐 浩己	●						○	○	△
(参考)												
オブザーバー	大分県 建設技術センター	技術部長	六角 浩司	●				次長兼建設技術課長	木元 秀満			△
	九州旅客鉄道(株) 大分支社 大分鉄道事業部	工務課長	阿部 俊浩	●							○	○
オブザーバー(道路鉄道)	国土交通省 九州運輸局 鉄道部 技術課	技術課長	白浜 和之	×	土木第二係長	川野 達徳						
事務局	国土交通省 九州地方整備局 大分河川国道事務所 総括保全対策官		南部 祥隆	●				道路管理第二課長 保全対策官	神崎 博章 坪内 健	○	○	○
	国土交通省 九州地方整備局 佐伯河川国道事務所 技術副所長		日名子信広	●				道路管理課長 保全対策官	河野 浩憲 工藤 賢二	○	○	○
	西日本高速道路株式会社 九州支社 大分高速道路事務所 統括課長		藤田 重幸	●				保全計画第一課長 管理第一課長	濱崎 貴志 井本 裕之	○	○	○
	大分県 土木建築部 道路保全課 参事(総括)		姫嶋 啓始	●						○	○	○



# 大分県道路メンテナンス会議 規約

## (名 称)

第1条 本会は、「大分県道路メンテナンス会議」（以下、「会議」という。）と称する。

## (目 的)

第2条 会議は、道路法第28条の2の規定に基づき設置するもので、大分県内の各道路管理者等が相互に連絡調整を行うことにより、適切な道路構造物の保全を行い、円滑な道路管理の促進を図ることを目的とする。

## (所掌事項)

第3条 会議は、第2条の目的を達成するため、次の事項について所掌する。

- (1) 道路インフラの維持管理等に係る管理者意識の浸透・情報共有に関すること。
- (2) 道路インフラの点検・診断及び措置等の集約・調整・支援に関すること。
- (3) 道路インフラの維持管理技術に関すること。
- (4) その他、道路の管理に関連し会長が妥当と認めた事項。

## (組 織)

第4条 会議は、別表—1に定める大分県内の各道路管理者で構成するものとする。

2. 会議には、会長及び副会長を置くものとし、会長は、国土交通省九州地方整備局大分河川国道事務所長、副会長は、国土交通省九州地方整備局佐伯河川国道事務所長、大分県土木建築部道路保全課長及び西日本高速道路会社九州支社大分高速道路事務所長とする。
3. 会議は会長の招集により開催するものとし、会議進行は会長が務める。
4. 会長に事故等があるときは、副会長がその職務を代行する。
5. 会議には、必要に応じ会長が指名するものを出席させることができる。
6. 本会議の下部組織として「作業部会」を設置するものとし、各道路管理者の実務担当者を充てるものとする。

## (専門部会)

第5条 会長は、個別課題等についての検討・調整を行うため「専門部会」を設置することができるものとする。

2. 「専門部会」として、『大分県高速道路を跨ぐ橋梁の維持管理に関する連絡協議会』を置く。
3. 「専門部会」として、『大分県跨道橋連絡会議』を置く。
4. 「専門部会」として、『大分県道路鉄道連絡会議』を置く。
5. 「専門部会」として、『大分県技術検討部会』を置く。

(事務局)

第6条 会議の運営に関わる事務を行わせるため、事務局を置く。

2. 事務局は、国土交通省九州地方整備局大分河川国道事務所道路管理第二課、国土交通省九州地方整備局佐伯河川国道事務所道路管理課、大分県土木建築部道路保全課及び西日本高速道路株式会社九州支社大分高速道路事務所が担うものとする。

(規約の改正)

第7条 本規約の改正等は、本会議の承認を得て行うことができる。

(その他)

第8条 本規約に定めるもののほか必要な事項は、その都度協議して定めるものとする。

(附 則)

本規約は、平成26年 5月26日から施行する。

本規約は、平成26年10月30日から施行する。

本規約は、平成27年 1月15日から施行する。

本規約は、平成28年 2月 8日から施行する。

本規約は、平成29年 3月 7日から施行する。

本規約は、平成30年 7月25日から施行する。

(別紙-1)

## 大分県道路メンテナンス会議 名簿

平成29年4月1日

	所 属	役 職	備 考
会 長	国土交通省 九州地方整備局	大分河川国道事務所長	
副会長	国土交通省 九州地方整備局	佐伯河川国道事務所長	
副会長	西日本高速道路(株) 九州支社	大分高速道路事務所長	
副会長	大分県 土木建築部	道路保全課長	
委 員	大分市	土木建築部長	
委 員	別府市	建設部長	
委 員	中津市	建設部長	
委 員	日田市	土木建築部長	
委 員	佐伯市	建設部長	
委 員	臼杵市	建設課長	
委 員	津久見市	土木管理課長	
委 員	竹田市	建設課長	
委 員	豊後高田市	建設課長	
委 員	杵築市	建設課長	
委 員	宇佐市	建設水道部長	
委 員	豊後大野市	建設課長	
委 員	由布市	建設課長	
委 員	国東市	建設課長	
委 員	姫島村	建設課長	
委 員	日出町	都市建設課長	
委 員	九重町	建設課長	
委 員	玖珠町	建設水道課長	
(整備局) 委 員	国土交通省 九州地方整備局 道路部	道路保全企画官	
	国土交通省 九州地方整備局 道路部	地域道路調整官	
オブザーバー	(公財)大分県 建設技術センター	技術部長	
	九州旅客鉄道(株) 大分支社 大分鉄道事業部	工務課長	
事務局	国土交通省 九州地方整備局 大分河川国道事務所	総括保全対策官	
	国土交通省 九州地方整備局 佐伯河川国道事務所	技術副所長	
	西日本高速道路(株) 九州支社 大分高速道路事務所	総括課長	
	大分県 土木建築部 道路保全課	参事(総括)	

(参考)

## 大分県道路鉄道連絡会議 規約

(名 称)

第1条 本会は「大分県道路鉄道連絡会議」(以下「会議」という。)という。

(目 的)

第2条 会議は、道路法第28条の2及び道路法施行規則の一部改正(平成28年10月28日付け国土交通省国道国発第129号道路局長通達)に基づき設置するもので、大分県道路メンテナンス会議規約第5条に規定の「専門部会」に位置付けるものとし、大分県内の安全かつ円滑な交通の確保及び効率的な道路管理を実現することを目的とする。

(事 業)

第3条 会議は、第2条の目的を推進するため、次の事業を実施する。

- (1) 跨線橋の改修について、点検・修繕を計画的かつ効率的に進められるよう、関係者の意見調整(点検及び修繕等に取り組むべき跨線橋に関する意見調整、対外協議に関する調整等)に関する事業。
- (2) 関係者との情報共有(損傷事例や対応事例、点検及び修繕の措置状況等)に関する事業。
- (3) 国民・道路利用者等を対象とした広報(点検結果や構造物の健全度に関する情報発信、メンテナンスに対する関心と理解の醸成等)に関する事業。
- (4) 前各号に掲げるものの他、会議の設立の目的に沿った活動の企画及び実施に関する事業。(必要に応じて、跨道鉄道橋に関するものも含むものとする)

(構 成)

第4条 会議は、別紙に掲げる関係機関をもって構成するものとする。

2. 会議には、会長及び副会長を置くものとし、会長は、国土交通省九州地方整備局大分河川国道事務所長、副会長は、国土交通省九州地方整備局佐伯河川国道事務所長、大分県土木建築部道路保全課長及び西日本高速道路会社九州支社大分高速道路事務所長とする。
3. 会長に事故等があるときは、副会長がその職務を代行する。
4. 会長は、会員以外の者で、メンテナンスに関わりが深い者をオブザーバーとして出席させることができる。

(事務局)

第5条 会議の運営に関わる事務を行わせるため、事務局を置く。

2. 事務局は、国土交通省九州地方整備局大分河川国道事務所道路管理第二課、国土交通省九州地方整備局佐伯河川国道事務所道路管理課、大分県土木建築部道路保全課及び西日本高速道路株式会社九州支社大分高速道路事務所が担うものとする。

(開催頻度)

第6条 本会議の開催は、年1回を基本とし、必要に応じて適宜開催する。

(雑 則)

第7条 本規約の改廃は、会議で定める。

ただし、軽微な改正等については、会議事務局で行い、会議会員に通知するものとする。

(附 則)

本規約は、平成29年 3月 7日から施行する。

(別紙)

## 大分県道路鉄道連絡会議 名簿

平成29年4月1日

	所 属	役 職	備 考
会 長	国土交通省 九州地方整備局	大分河川国道事務所長	
副 会 長	国土交通省 九州地方整備局	佐伯河川国道事務所長	
副 会 長	西日本高速道路(株) 九州支社	大分高速道路事務所長	
副 会 長	大分県土木建築部	道路保全課長	
委 員	大分市	土木建築部長	
委 員	別府市	建設部長	
委 員	中津市	建設部長	
委 員	日田市	土木建築部長	
委 員	佐伯市	建設部長	
委 員	臼杵市	建設課長	
委 員	津久見市	土木管理課長	
委 員	竹田市	建設課長	
委 員	杵築市	建設課長	
委 員	宇佐市	建設水道部長	
委 員	豊後大野市	建設課長	
委 員	由布市	建設課長	
委 員	日出町	都市建設課長	
委 員	九重町	建設課長	
委 員	玖珠町	建設水道課長	
委 員	九州旅客鉄道(株) 大分支社 大分鉄道事業部	工務課長	
(整備局) オブザーバー	国土交通省 九州地方整備局 道路部	道路保全企画官	
	国土交通省 九州地方整備局 道路部	地域道路調整官	
オブザーバー	国土交通省九州運輸局 鉄道部	技術課 課長	
(参考)			
事務局	国土交通省 九州地方整備局 大分河川国道事務所	総括保全対策官	
	国土交通省 九州地方整備局 佐伯河川国道事務所	技術副所長	
	西日本高速道路(株) 九州支社 大分高速道路事務所	総括課長	
	大分県 土木建築部 道路保全課	参事(総括)	

**平成30年度(第2回)**

**大分県道路メンテナンス会議**

---

## **(1) 道路メンテナンス年報について**

---

## 橋梁等の平成29年度点検結果をとりまとめ ～道路メンテナンス年報(第4弾)の公表～

平成25年の道路法改正等を受けて、平成26年7月より、道路管理者は、全ての橋梁、トンネル等について、5年に1度、近接目視による点検を実施しています。

今般、4年目にあたる平成29年度の点検の実施状況や点検後の措置状況等を「道路メンテナンス年報」としてとりまとめましたので、お知らせします。

<ポイント>

○平成26年以降4年間の点検実施状況は、橋梁80%、トンネル71%、道路附属物等75%と着実に進捗

○国土交通省管理の舗装や小規模附属物の点検実施状況等を初公表

○H26～28年度に点検を実施した橋梁のうち、次回点検までに措置を講ずべき橋梁(判定区分Ⅲ・Ⅳ)における修繕に着手した割合は、現時点で国土交通省管理で約6割、地方公共団体管理で約1割

国土交通省では、点検結果を踏まえ、地方公共団体と連携して、計画的なメンテナンスを実施してまいります。

点検の実施結果等の詳細は、以下のホームページにてご覧いただけます。

[http://www.mlit.go.jp/road/sisaku/yobohozen/yobohozen\\_maint\\_h29.html](http://www.mlit.go.jp/road/sisaku/yobohozen/yobohozen_maint_h29.html)

<問い合わせ先>

国土交通省 代表 TEL 03-5253-8111

【全般】道路局 国道・技術課 課長補佐 吉沢 仁 (内線 37892) 直通 03-5253-8492  
課長補佐 長田 英和 (内線 37893) 直通 03-5253-8492

【高速道路に関すること】

高速道路課 有料道路調整室 課長補佐 和田 圭仙 (内線 37865) 直通 03-5253-8492

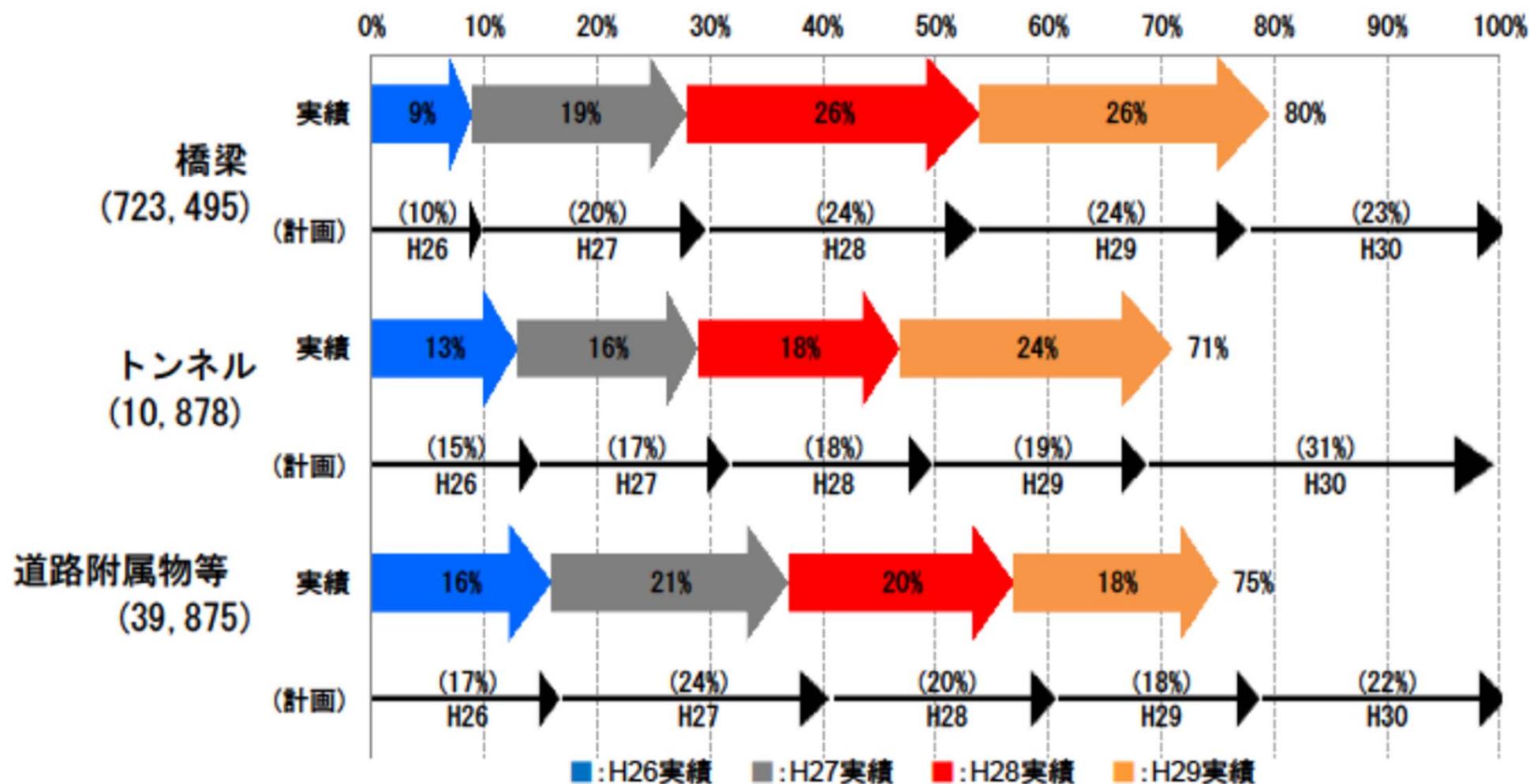
【地方道に関すること】

環境安全・防災課 課長補佐 宮本 久仁彦 (内線 38142) 直通 03-5253-8495

# 橋梁、トンネル等の点検実施状況

○ 平成26年以降4年間の点検実施状況は、橋梁80%、トンネル71%、道路附属物等75%と着実に進捗。

## 平成26～29年度の点検実施状況



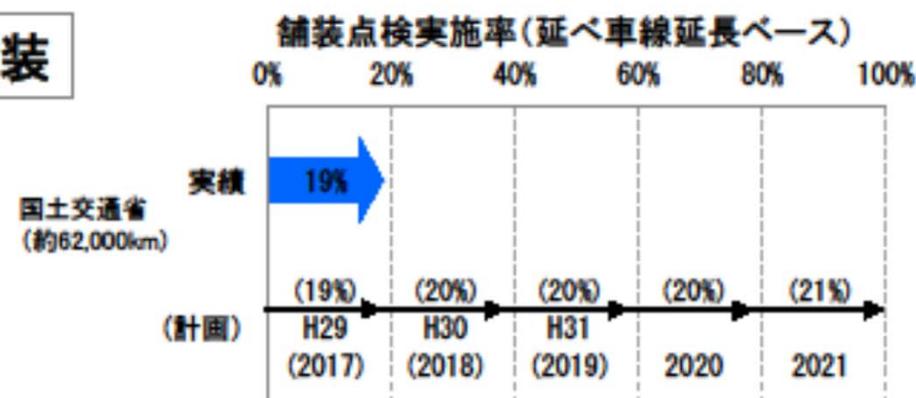
※( )内は施設数

※道路附属物等: シェッド・大型カルバート、横断歩道橋、門型標識等

# 舗装・小規模附属物の点検実施状況

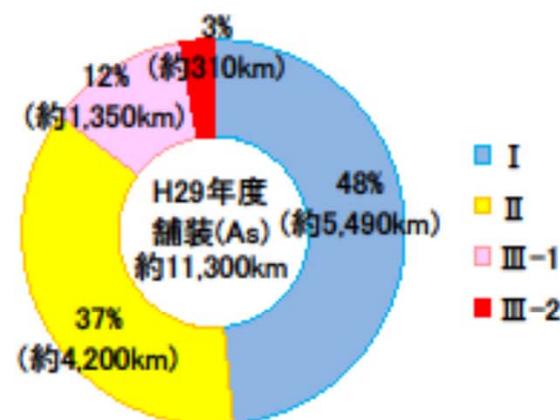
- 国土交通省の管理する道路において、平成29年度の舗装の定期点検実施状況は、19%と着実に進捗。
- 国土交通省の管理する小規模附属物においては、平成29年度内に約1割の施設で定期点検を実施。

## 舗装



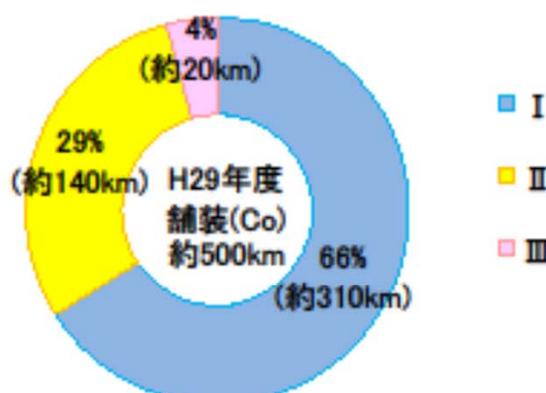
※延べ車線延長: 点検対象となる車線延長の合計

## アスファルト舗装の健全性判定区分 (延べ車線延長ベース)



- 判定区分
- I 健全
  - II 表層機能保持段階
  - III-1 修繕段階(表層等修繕)
  - III-2 修繕段階(路盤打換等)

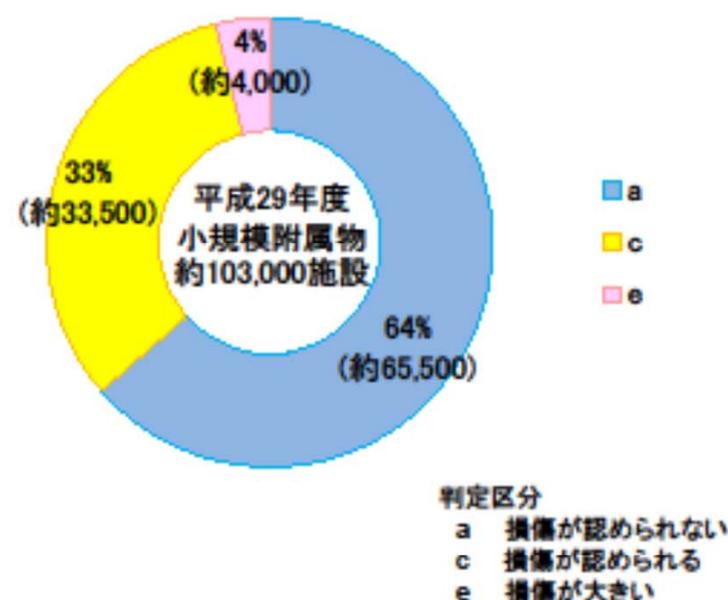
## コンクリート舗装の健全性判定区分 (延べ車線延長ベース)



- 判定区分
- I 健全
  - II 補修段階
  - III 修繕段階

## 小規模附属物

### 小規模附属物点検結果 損傷度の判定区分割合



※小規模附属物: 標識(門型を除く)、照明施設等

## **(2) 平成26年度以降の点検実施状況について**

---

# 平成26～29年度 点検実施状況《九州》

○平成26～29年度の累積点検実施率は、橋梁約80%、トンネル約66%、道路附属物等約80%

【5年間の点検計画・累積点検実施率(全道路管理者合計)】



計画	■ H26年度	■ H27年度	■ H28年度	■ H29年度	■ H30年度
点検実施率	➡	➡	➡	➡	
	➡	➡	➡	➡	

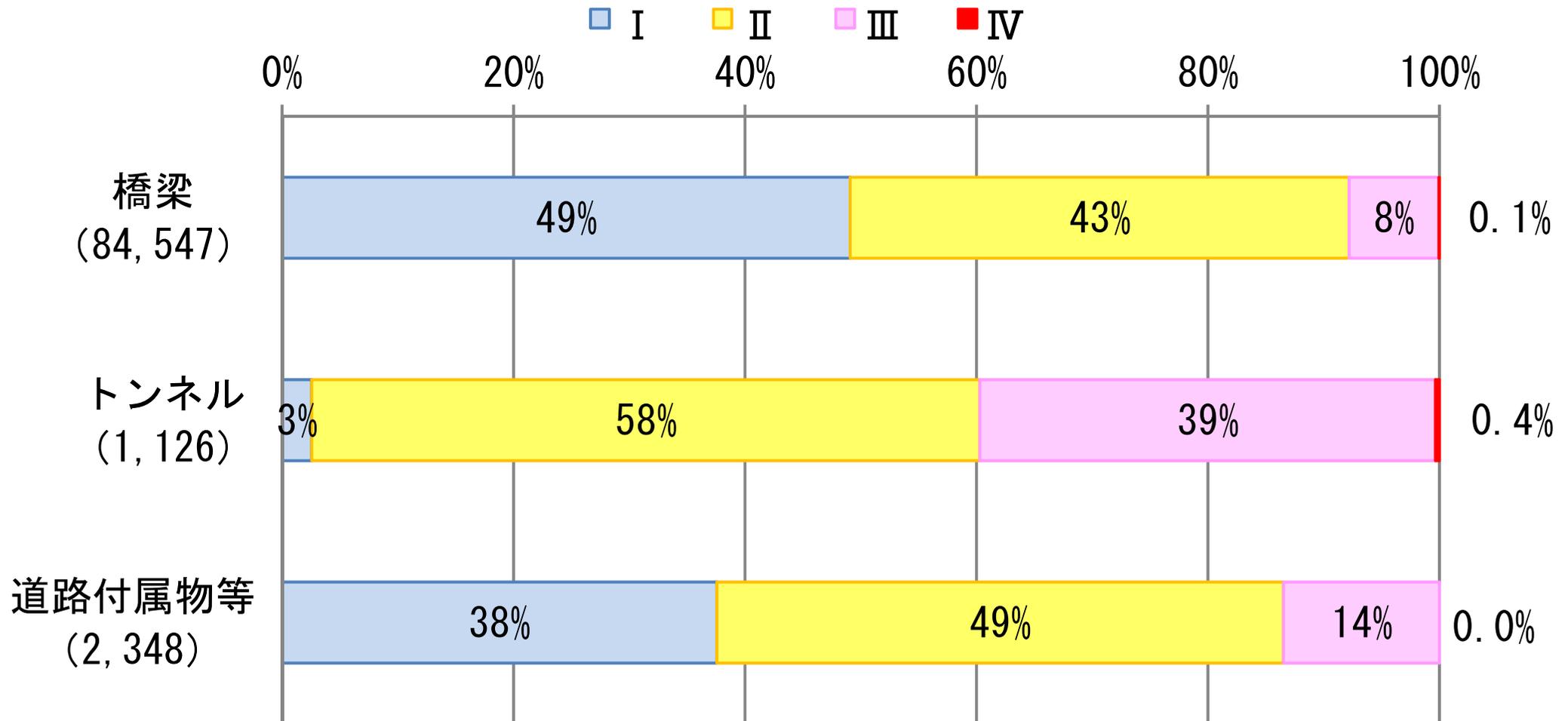
※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある

※H30年3月末時点の施設数(H31.3末までに廃止予定等の施設数及びH31以降点検予定の施設数は除く)に対する点検実施率

# 平成26～29年度 点検結果《九州》

○平成26～29年度の点検の結果、早期に修繕が必要な施設の割合は、  
橋梁で約8%、トンネルで約39%、道路附属物等で約14%

【橋梁、トンネル、道路附属物等の判定区分の割合(全道路管理者合計)】

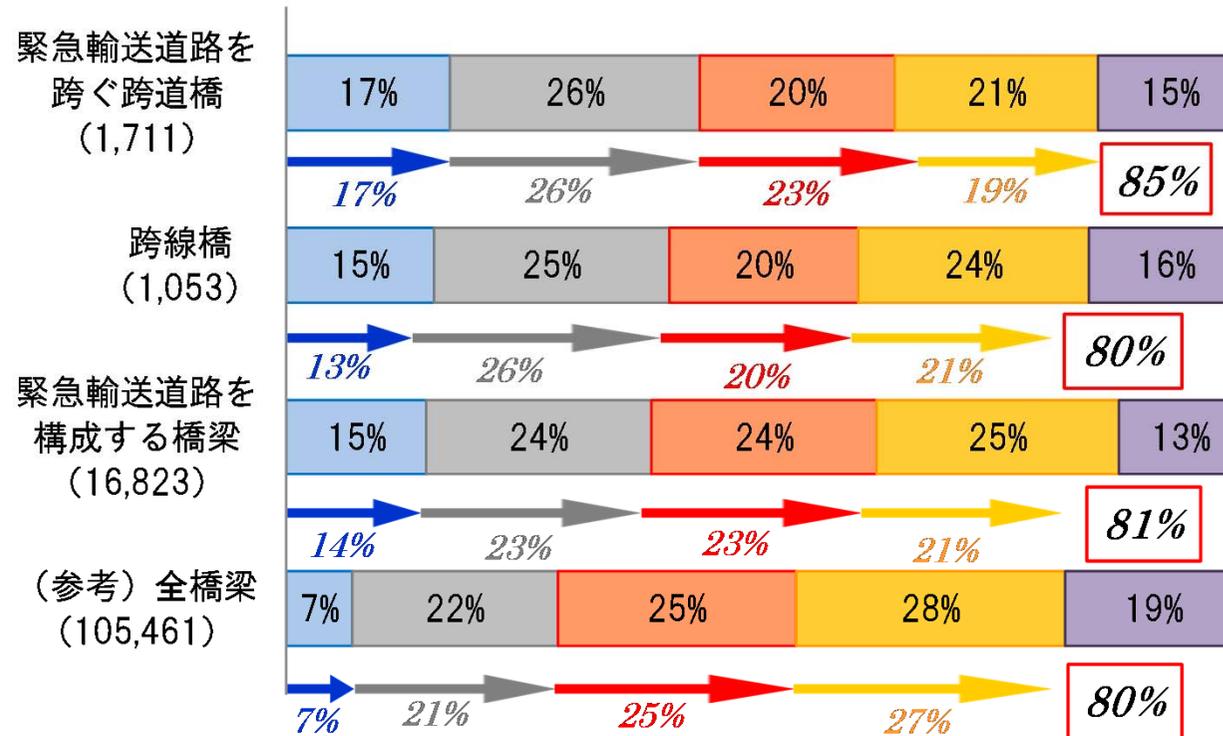


※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある  
※H26年～H29年度の点検結果の合計値による割合

# 平成26～29年度 最優先で点検すべき橋梁 点検実施状況《九州》

○平成26～29年度の累積点検実施率は、緊急輸送道路を跨ぐ跨道橋約85%、跨線橋約80%、緊急輸送道路を構成する橋梁約81%

【最優先で点検すべき橋梁の点検計画と累積点検実施率(全道路管理者合計)】



計画	■ H26年度	■ H27年度	■ H28年度	■ H29年度	■ H30年度
点検実施率	→ 平成26年度実施率	→ 平成27年度実施率	→ 平成28年度実施率	→ 平成29年度実施率	

※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある

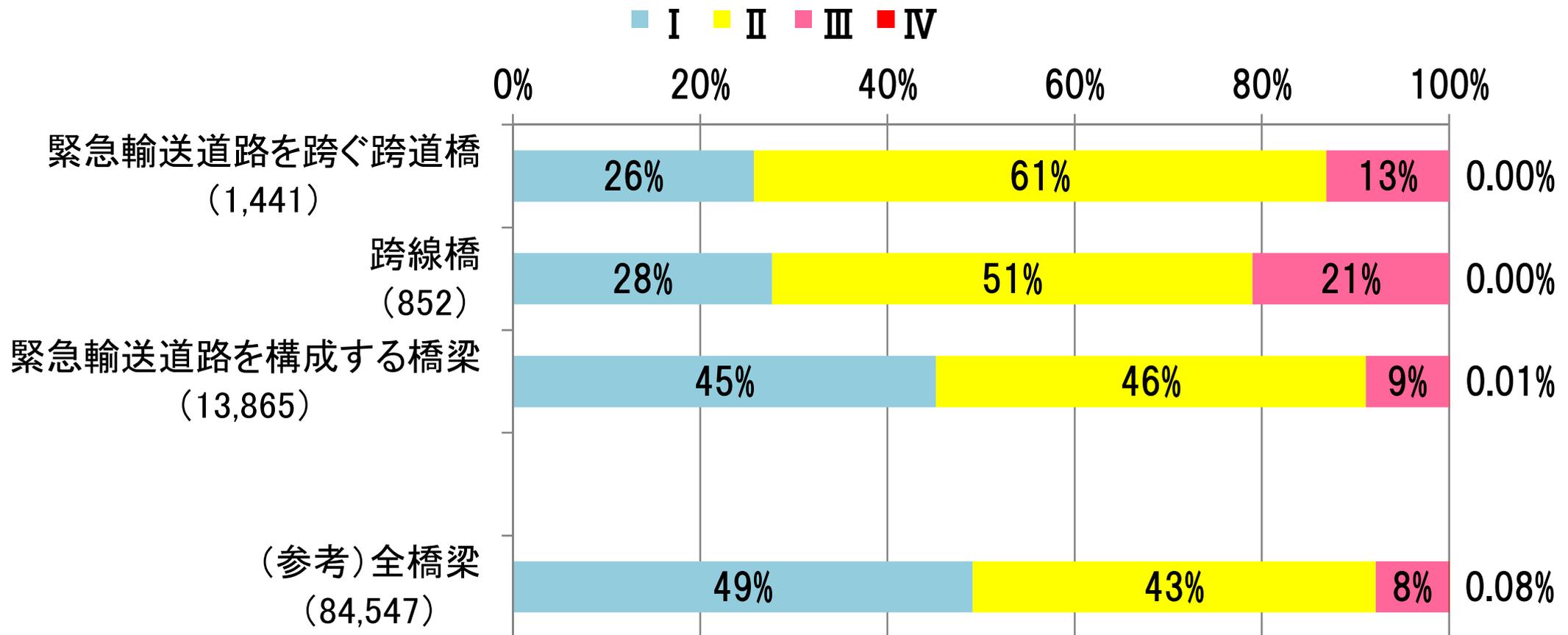
※H30年3月末時点の施設数(H31.3末までに廃止予定等の施設数及びH31以降点検予定の施設数は除く)に対する点検実施率

※跨線橋には、横断歩道橋(跨線橋)を含む

# 平成26～29年度 最優先で点検すべき橋梁 点検結果《九州》

○跨線橋は、早期に修繕を行う必要があるものの割合が約21%と、橋梁全体の割合約8%を大きく上回っている

## 【最優先で点検すべき橋梁の診断結果(全道路管理者合計)】

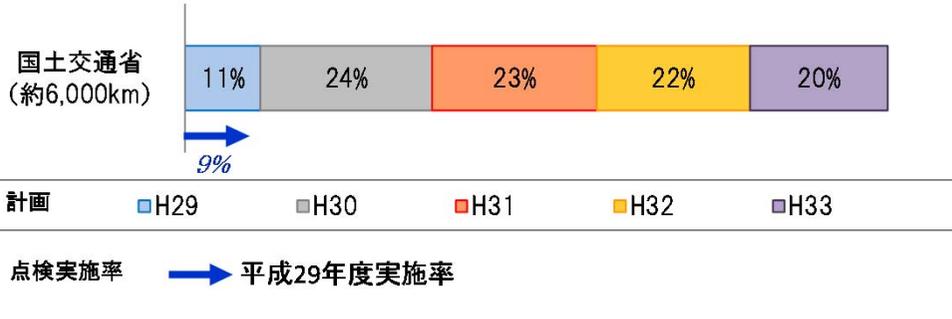


※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある  
 ※H26年～H29年度の点検結果の合計値による割合  
 ※跨線橋には、横断歩道橋(跨線橋)を含む

# 平成29年度 舗装の点検実施状況と点検結果《九州》

- 舗装の平成29年度の点検実施率は約9%
- アスファルト舗装で修繕段階Ⅲ（損傷レベル大）の延長の割合は約38%、  
コンクリート舗装で修繕段階Ⅲ（損傷レベル大）の延長の割合は約0%

## 【5年間の点検計画と点検実施状況】 （国土交通省管理）



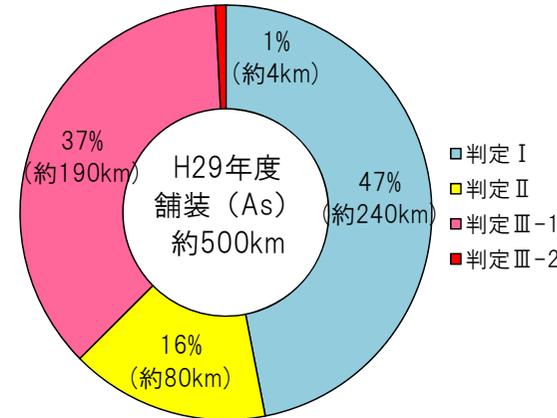
※延べ車線延長：点検対象となる車線延長の合計  
※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある

### <アスファルト舗装>

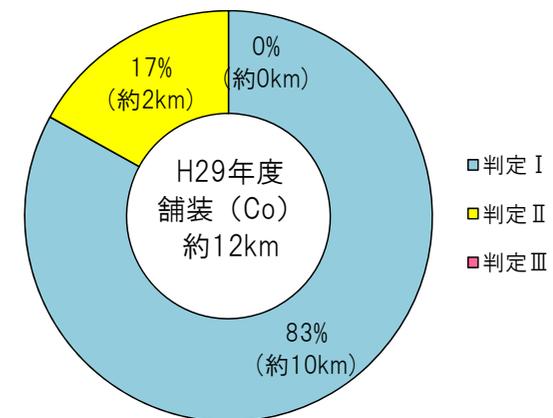
区分	状態
I 健全	損傷レベル小：管理基準に照らし、劣化の程度が小さく、舗装表面が健全な状態
II 表層機能保持段階	損傷レベル中：管理基準に照らし、劣化の程度が中程度
修繕段階	損傷レベル大：管理基準に照らし、それを超過している又は早期の超過が予見される状態
III-1 表層等修繕	表層の供用年数が使用目標年数を超える場合（路盤以下の層が健全であると想定される場合）
III-2 路盤打換等	表層の供用年数が使用目標年数未満である場合（路盤以下の層が損傷していると想定される場合）

## 【健全性判定区分の割合】（国土交通省管理）

アスファルト舗装の健全性判定区分  
（延べ車線延長ベース）



コンクリート舗装の健全性判定区分  
（延べ車線延長ベース）



※延べ車線延長：点検対象となる車線延長の合計  
※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある

### <コンクリート舗装>

区分	状態
I 健全	損傷レベル小：目地部に目地材が充填されている状態を保持し、路盤以下への雨水の浸入や目地溝に土砂や異物が詰まることができないと想定される状態であり、ひび割れも認められない状態
II 補修段階	損傷レベル中：目地部の目地材が飛散等しており、路盤以下への雨水の浸入や目地溝に土砂や異物が詰まる恐れがあると想定される状態、目地部で角欠けが生じている状態
III 修繕段階	損傷レベル大：コンクリート版において、版中央付近又はその前後に横断ひび割れが全幅員にわたって、一枚の版として輪荷重を支える機能が失われている可能性が高いと考えられる状態、または、目地部に段差が生じたりコンクリート版の隅角部に角欠けへの進展が想定されるひび割れが生じているなど、コンクリート版と路盤の間に隙間が存在する可能性が高いと考えられる状態

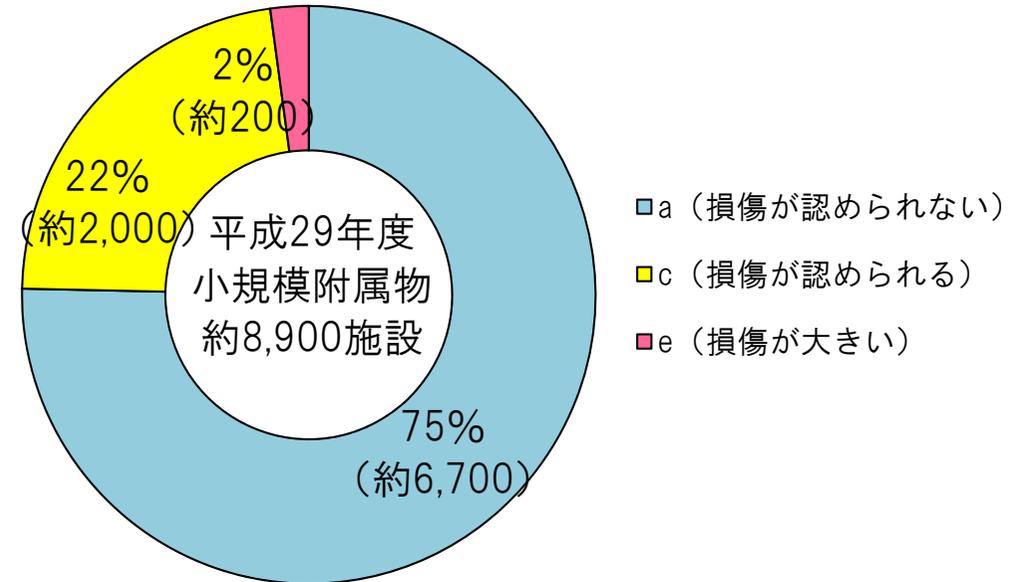
# 平成29年度 小規模附属物の点検実施状況と点検結果《九州》

- 小規模附属物の平成29年度の点検実施率は約10%
- 損傷が大きい(判定区分e)の施設の割合は約2%

## 【平成29年の点検実施状況】 (国土交通省管理)

管理者区分	管理施設数	詳細点検実施数(H29)	点検実施率
国土交通省	86,900	8,900	10%

## 【損傷度の判定区分割合】 (国土交通省管理)



※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある

出典：九州地方整備局調べ(H30.3時点.)

# 平成29年度 土工構造物の点検対象施設数《九州》

○約1,500施設の土工構造物を管理

## 【土工構造物の管理施設数(点検対象施設数)】

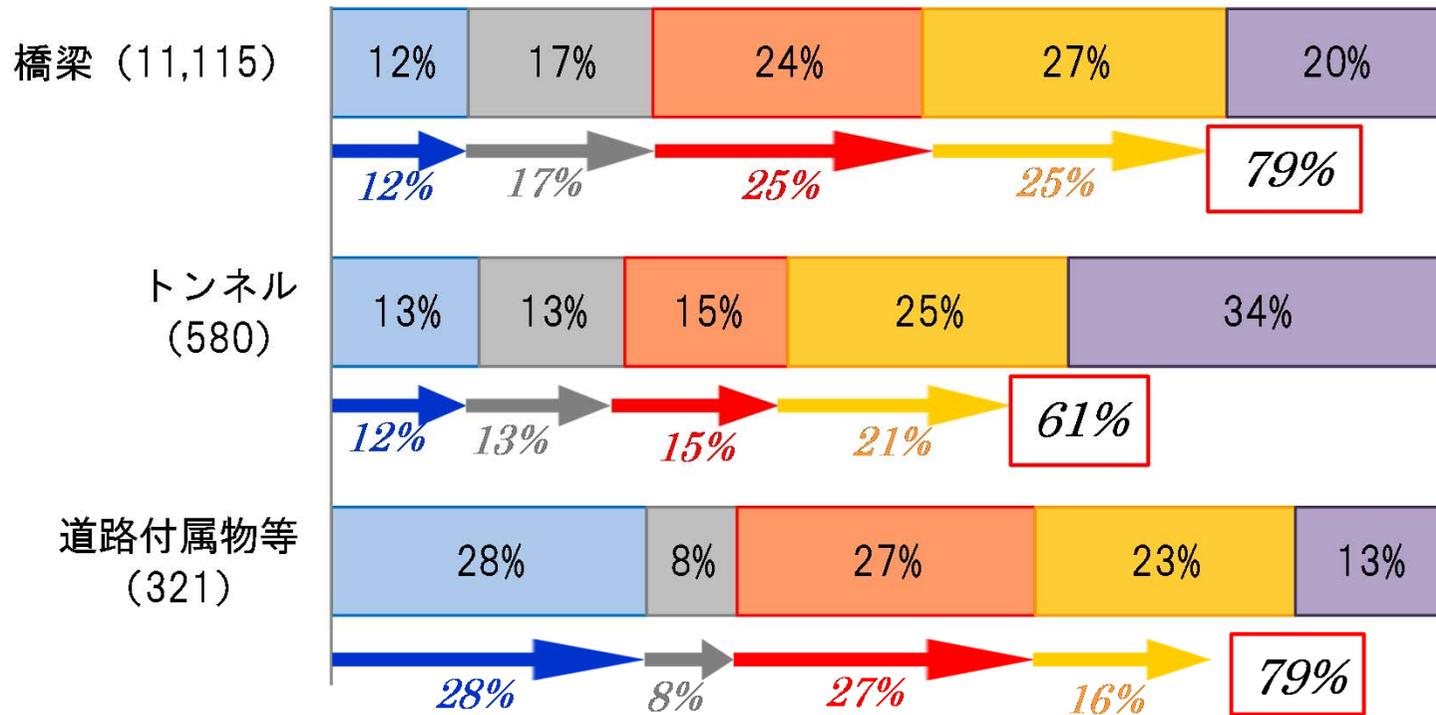
管理者区分	管理施設数
国土交通省	約1,500

出典：九州地方整備局調べ(H30.3時点)

# 平成26～29年度 点検実施状況《大分県》

○平成26～29年度の累積点検実施率は、橋梁約79%、トンネル約61%、道路附属物等約79%

【5年間の点検計画・累積点検実施率(全道路管理者合計)】



計画	■ H26年度	■ H27年度	■ H28年度	■ H29年度	■ H30年度
点検実施率	→ 平成26年度実施率	→ 平成27年度実施率	→ 平成28年度実施率	→ 平成29年度実施率	

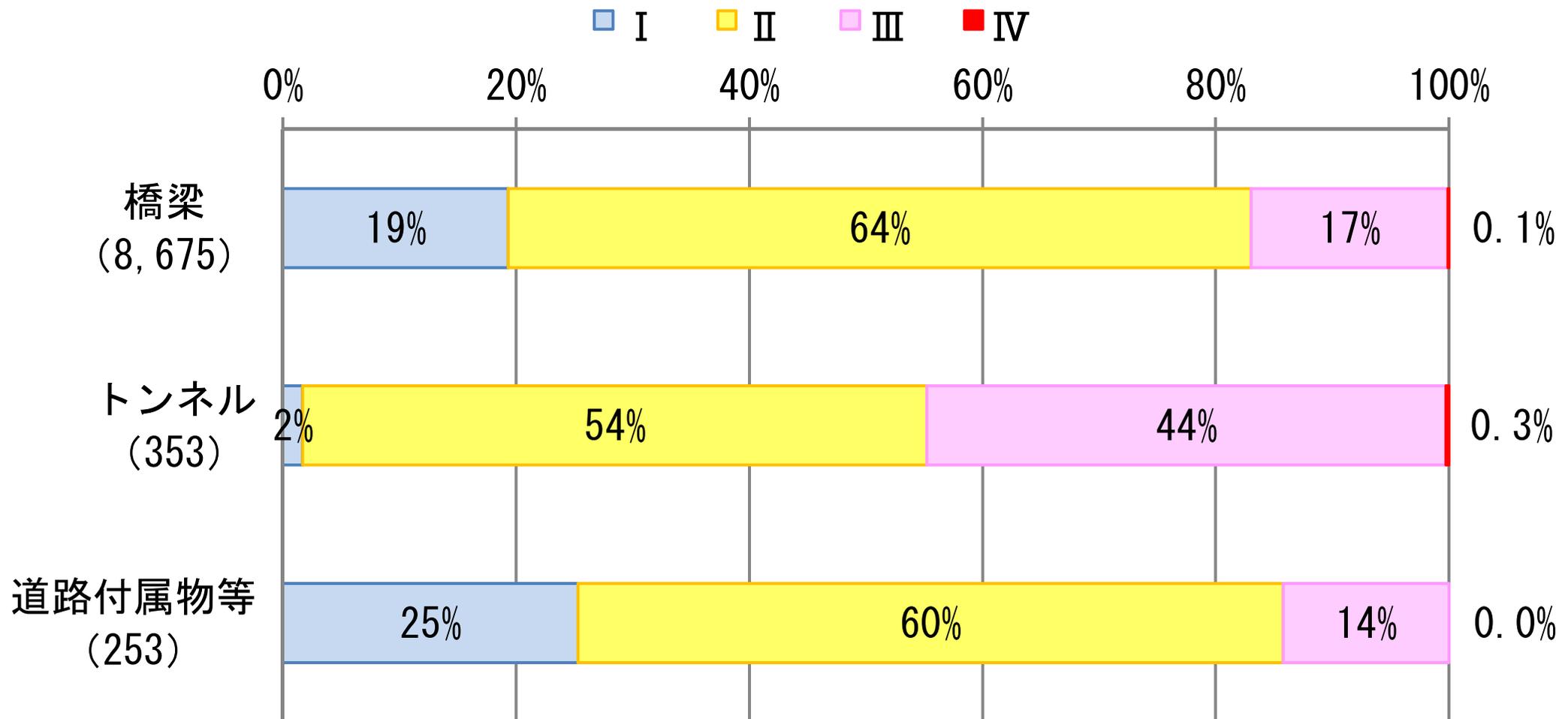
※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある

※H30年3月末時点の施設数(H31.3末までに廃止予定等の施設数及びH31以降点検予定の施設数は除く)に対する点検実施率

# 平成26～29年度 点検結果《大分県》

○平成26～29年度の点検の結果、早期に修繕が必要な施設の割合は、  
橋梁で約17%、トンネルで約44%、道路附属物等で約14%

【橋梁、トンネル、道路附属物等の判定区分の割合(全道路管理者合計)】

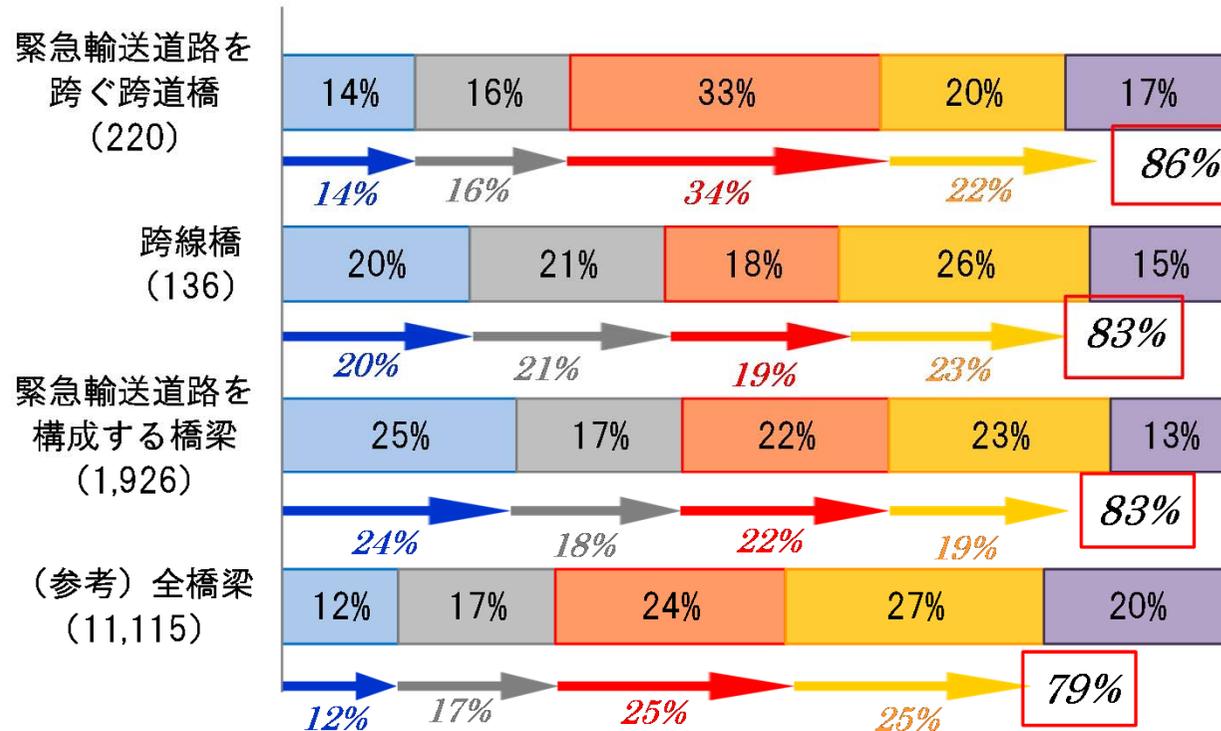


※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある  
※H26年～H29年度の点検結果の合計値による割合

# 平成26～29年度 最優先で点検すべき橋梁 点検実施状況《大分県》

○平成26～29年度の累積点検実施率は、緊急輸送道路を跨ぐ跨道橋約86%、跨線橋約83%、緊急輸送道路を構成する橋梁約83%

【最優先で点検すべき橋梁の点検計画と累積点検実施率(全道路管理者合計)】



計画	■ H26年度	■ H27年度	■ H28年度	■ H29年度	■ H30年度
点検実施率	→ 平成26年度実施率	→ 平成27年度実施率	→ 平成28年度実施率	→ 平成29年度実施率	

※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある

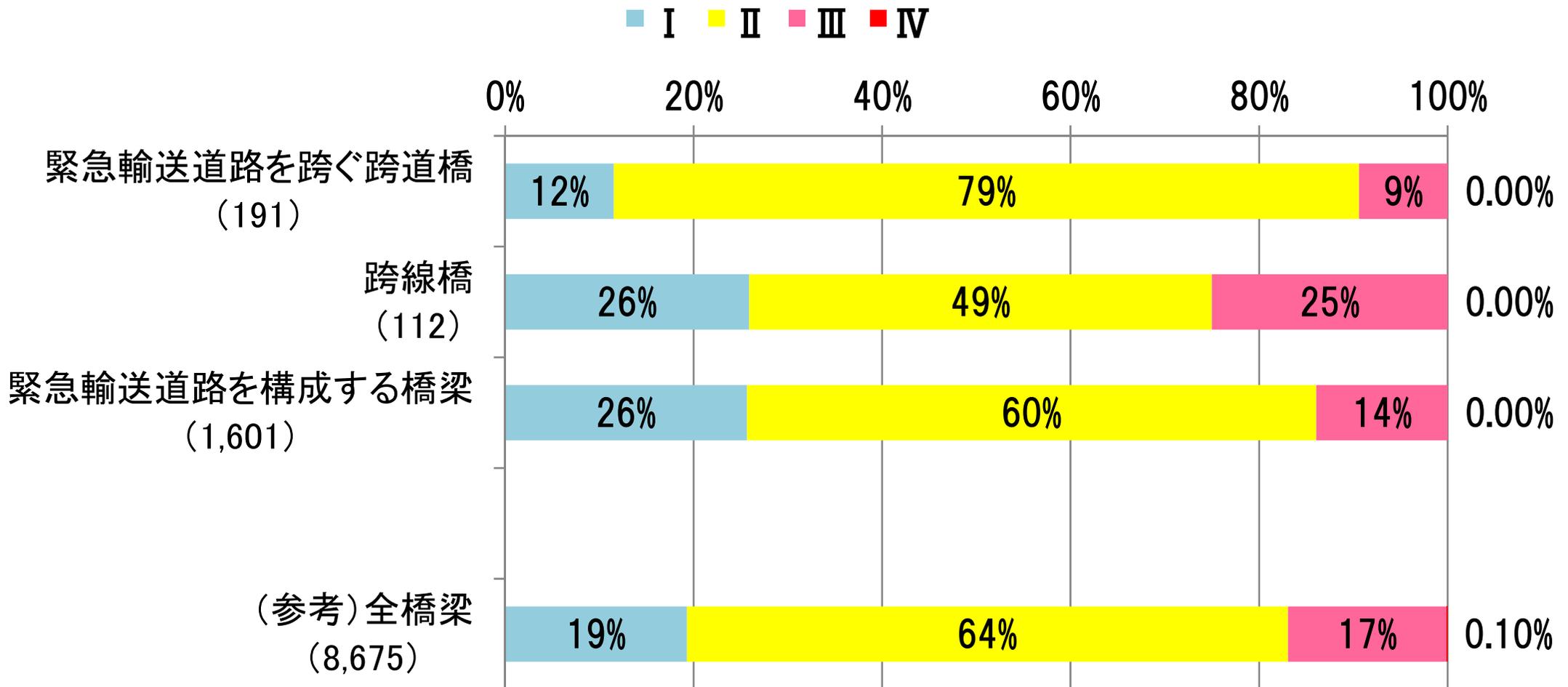
※H30年3月末時点の施設数(H31.3末までに廃止予定等の施設数及びH31以降点検予定の施設数は除く)に対する点検実施率

※跨線橋には、横断歩道橋(跨線橋)を含む

# 平成26～29年度 最優先で点検すべき橋梁 点検結果《大分県》

○跨線橋は、早期に修繕を行う必要があるものの割合が約25%と、橋梁全体の割合約17%を大きく上回っている

## 【最優先で点検すべき橋梁の診断結果(全道路管理者合計)】



※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある  
 ※H26年～H29年度の点検結果の合計値による割合  
 ※跨線橋には、横断歩道橋(跨線橋)を含む

出典:九州地方整備局調べ(H30.3時点.)

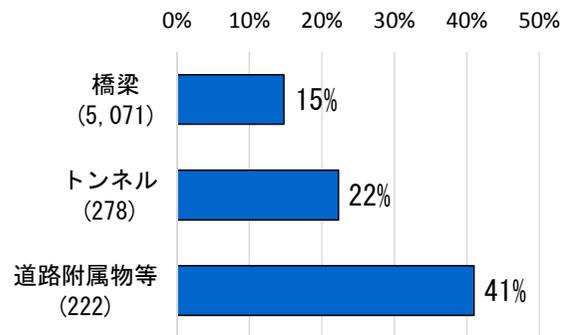
### **(3) 平成26年度以降の修繕着手状況について**

---

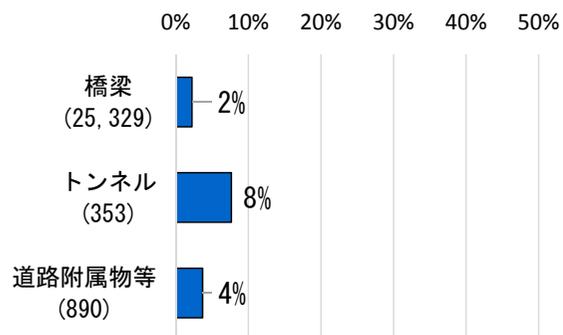
# 九州の措置状況

- 平成26～28年度に点検を実施した橋梁のうち、次回点検までに措置を構ずべき橋梁(判定区分Ⅲ・Ⅳ)における修繕に着手した割合は、現時点で、国土交通省管理で81%、地方公共団体管理で10%程度。
- ライフサイクルコストの縮減に向け、予防保全型(判定区分Ⅱ)の修繕に移行する必要があるものの、現時点では事後保全型(判定区分Ⅲ・Ⅳ)の修繕よりも予防保全型の修繕に着手した割合は低い状況。

事後保全型(判定区分Ⅲ・Ⅳの修繕)  
(H26～H28)



予防保全型(判定区分Ⅱの修繕)  
(H26～H28)



Ⅲ・Ⅳ判定の橋梁における点検年次別修繕着手率

管理区分	点検実施年度	修繕が必要な施設数(A)	修繕に着手済みの施設数(B)	着手率(B/A)						
				0%	20%	40%	60%	80%	100%	
国土交通省	H26	171	156	91%						H26～H28 81%
	H27	36	17	47%						
	H28	15	7	47%						
高速	H26	52	33	63%						H26～H28 37%
	H27	53	24	45%						
	H28	81	11	14%						
都道府県・政令市等	H26	312	30	10%						H26～H28 5%
	H27	458	28	6%						
	H28	429	2	0%						
市町村	H26	702	206	29%						H26～H28 13%
	H27	1,450	161	11%						
	H28	1,312	74	6%						

Ⅱ判定の橋梁における修繕着手率

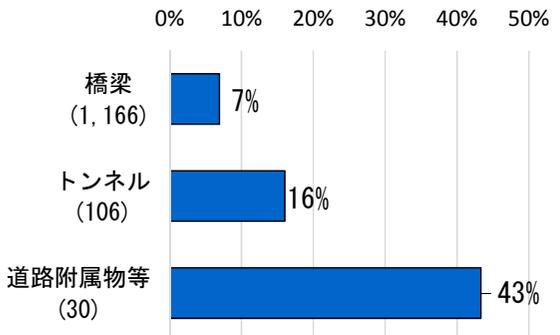
管理区分	点検実施年度	修繕が必要な施設数(A)	修繕に着手済みの施設数(B)	着手率(B/A)					
				0%	20%	40%	60%	80%	100%
国土交通省	H26～H28	637	173	27%					
高速	H26～H28	1,167	12	1%					
都道府県・政令市等	H26～H28	5,800	81	1%					
市町村	H26～H28	17,725	301	2%					

※平成26～28年度に判定区分Ⅱ、Ⅲ、Ⅳと診断された施設のうち、修繕(設計を含む)に着手した割合(H29年度末時点)  
 ※判定区分 I:健全、II:予防保全段階、III:早期措置段階、IV:緊急措置段階

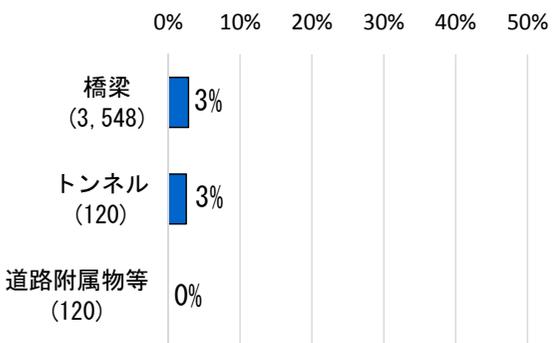
# 大分県の措置状況

○平成26～28年度に点検を実施した橋梁のうち、次回点検までに措置を構ずべき橋梁(判定区分Ⅲ・Ⅳ)における修繕に着手した割合は、現時点で、国土交通省管理で84%、地方公共団体管理で10%程度。  
 ○ライフサイクルコストの縮減に向け、予防保全型(判定区分Ⅱ)の修繕に移行する必要があるものの、現時点では事後保全型(判定区分Ⅲ・Ⅳ)の修繕よりも予防保全型の修繕に着手した割合は低い状況。

事後保全型(判定区分Ⅲ・Ⅳの修繕)  
(H26～H28)



予防保全型(判定区分Ⅱの修繕)  
(H26～H28)



Ⅲ・Ⅳ判定の橋梁における点検年次別修繕着手率

管理主体	点検実施年度	修繕が必要な施設数(A)	修繕に着手済みの施設数(B)	着手率(B/A)						H26～H28 着手率
				0%	20%	40%	60%	80%	100%	
国土交通省	H26	20	17	85%						84%
	H27	4	4	100%						
	H28	1	0	0%						
高速	H26	2	0	0%						30%
	H27	5	3	60%						
	H28	10	2	20%						
都道府県・政令市等	H26	149	27	19%						13%
	H27	48	3	7%						
	H28	62	2	4%						
市町村	H26	222	19	9%						3%
	H27	366	3	1%						
	H28	277	1	1%						

Ⅱ判定の橋梁における修繕着手率

管理主体	点検実施年度	修繕が必要な施設数(A)	修繕に着手済みの施設数(B)	着手率(B/A)					
				0%	20%	40%	60%	80%	100%
国土交通省	H26～H28	97	34	36%					
高速	H26～H28	138	0	0%					
都道府県・政令市等	H26～H28	844	55	7%					
市町村	H26～H28	2,469	10	1%					

※平成26～28年度に判定区分Ⅱ、Ⅲ、Ⅳと診断された施設のうち、修繕(設計を含む)に着手した割合(H29年度末時点)  
 ※判定区分 I:健全、II:予防保全段階、III:早期措置段階、IV:緊急措置段階

## **(4) 道路鉄道連絡会議**

- **道路鉄道連絡会議の位置付け**
-

# 道路鉄道連絡会議の位置付け

上の管理者 ↓ 下の管理者		高速会社	直轄	公社	都道府県 市区町村	道路法外		
						その他	鉄道	
高速会社	<div style="border: 2px solid blue; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;"><b>道路メンテナンス会議</b> 【都道府県単位で設置済み】</p> <p style="text-align: center;">&lt;事務局&gt; 国道事務所</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> </div>					<p><b>跨道橋 連絡会議</b></p> <p>【道路メンテ ナンス会議の 下部組織】</p> <p style="text-align: center;">&lt;事務局&gt; 国道事務所</p> 	<p><b>道路鉄道 連絡会議</b></p> <p>【道路メンテナンス 会議の下部組織】</p> <p style="text-align: center;">&lt;事務局&gt; 国道事務所</p> 	
直轄								
公社								
都道府県 市区町村								
道路 法外	その他	個別協議					—	—
	鉄道	<p style="text-align: center;"><b>道路鉄道連絡会議</b> 【道路メンテナンス会議の下部組織】</p> <p style="text-align: center;">&lt;事務局&gt; 国道事務所</p> 					—	—

# 跨線橋の点検および修繕の計画的実施について

## 通達の背景・目的

- 平成26・27年度点検結果から、跨線橋はⅢ判定が22%と高い水準
- 今後、修繕工事の増加が見込まれるが、鉄道との協議が必要となるため、点検のみならず修繕工事も計画的かつ効率的に進むような仕組みが必要
- 踏切道改良促進法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議(平成28年3月)
  - (衆)「跨線橋等の老朽インフラ改修が課題となっていることから、点検・修繕を計画的かつ効率的に進められるよう仕組みを構築すること。」
  - (参)「跨線橋等の老朽化が課題となっていることから、点検・修繕を計画的かつ効率的に進められるような仕組みを構築すること。」
- 附帯決議を踏まえ、省令改正(平成28年10月28日公布、12月1日施行)
  - 道路法施行規則 第四条の五の五に次の一号を加える。
    - 四 橋、高架の道路その他これらに類する構造の道路と独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構若しくは鉄道事業者の鉄道又は軌道経営者の新設軌道とが立体交差する場合における当該鉄道又は当該新設軌道の上の道路の部分の計画的な維持及び修繕が図られるよう、あらかじめ独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構、当該鉄道事業者又は当該軌道経営者との協議により、当該道路の部分の維持又は修繕の方法を定めておくこと。
- 道路管理者に対し、道路局長より通達を発出(平成28年10月28日)
- 鉄道事業者に対し、鉄道局長より通達を発出(平成28年10月28日)

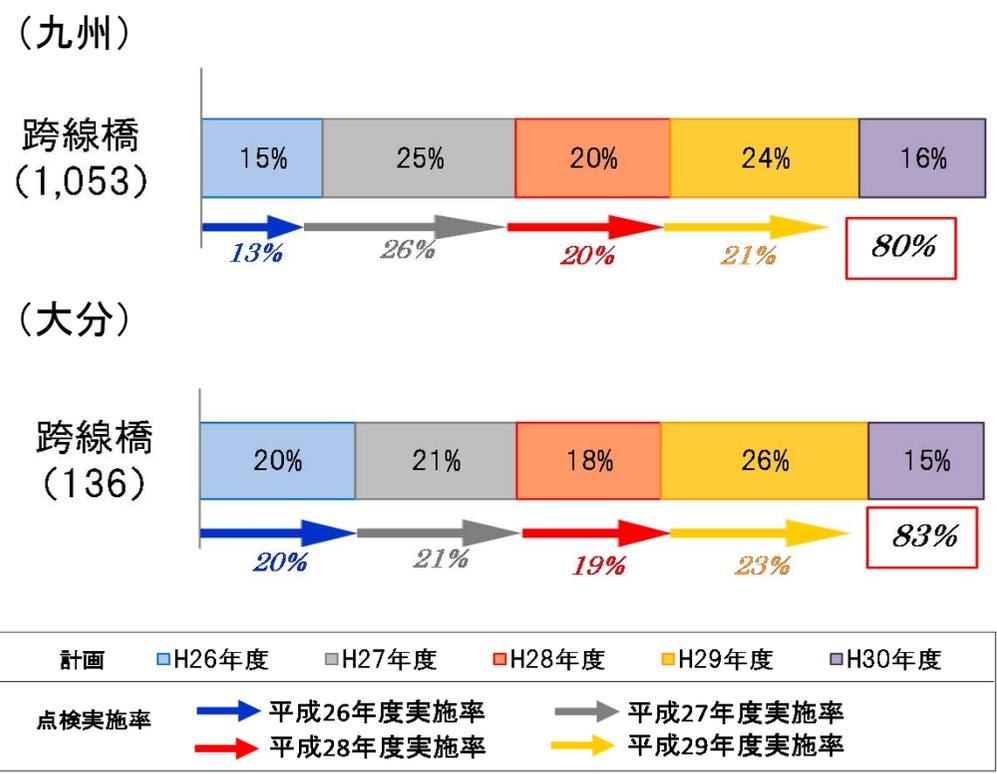
## **(4) 道路鉄道連絡会議**

- **跨線橋の点検実施状況について**
-

# 跨線橋の点検実施率及び点検結果

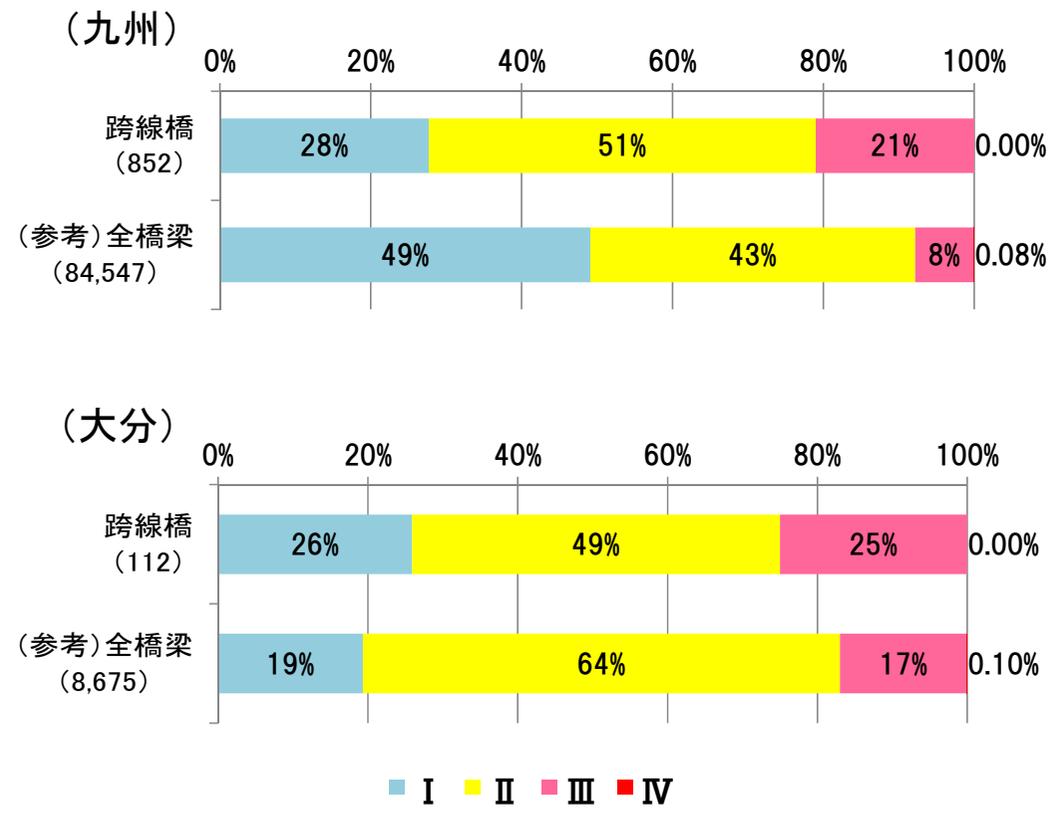
○ 第三者被害の予防等の観点から最優先で点検を推進することとしている橋梁のうち、跨線橋の点検実施率は約80%であり、点検した跨線橋のうち約21%は早期に修繕が必要。

## 点検計画と点検実施率



※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある  
 ※H30年3月末時点の施設数(H31.3末までに廃止予定等の施設数及びH31以降点検予定の施設数は除く)に対する点検実施率  
 ※跨線橋には、横断歩道橋(跨線橋)を含む

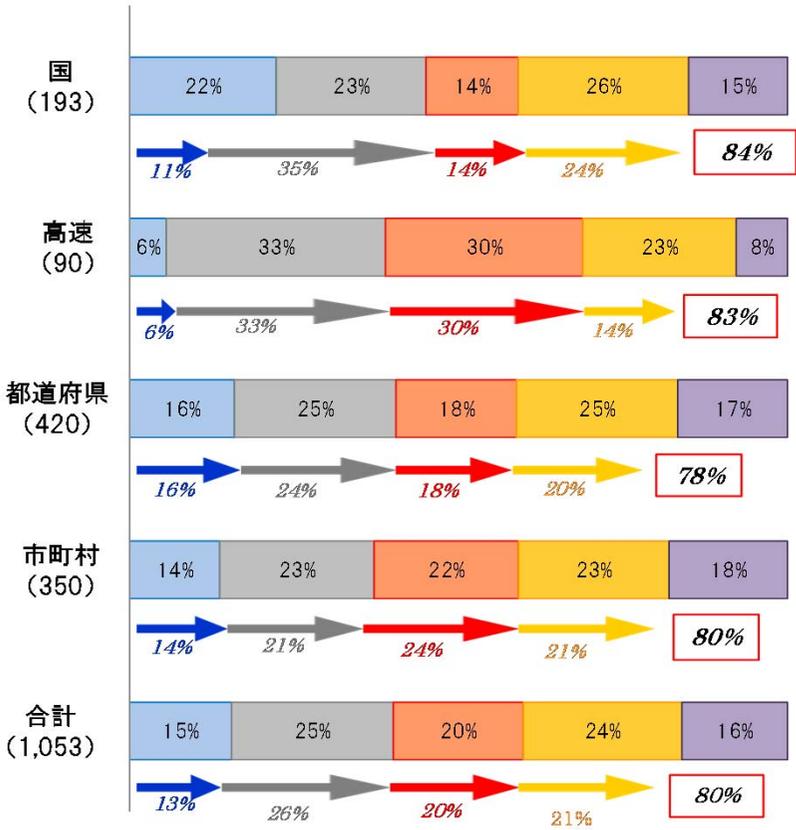
## 点検結果(H26~29累積)



※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある  
 ※H26年~H29年度の点検結果の合計値による割合  
 ※跨線橋には、横断歩道橋(跨線橋)を含む

# 跨線橋の点検実施率及び点検結果(道路管理者別:九州)

## 点検計画と点検実施率(H26~29累積)

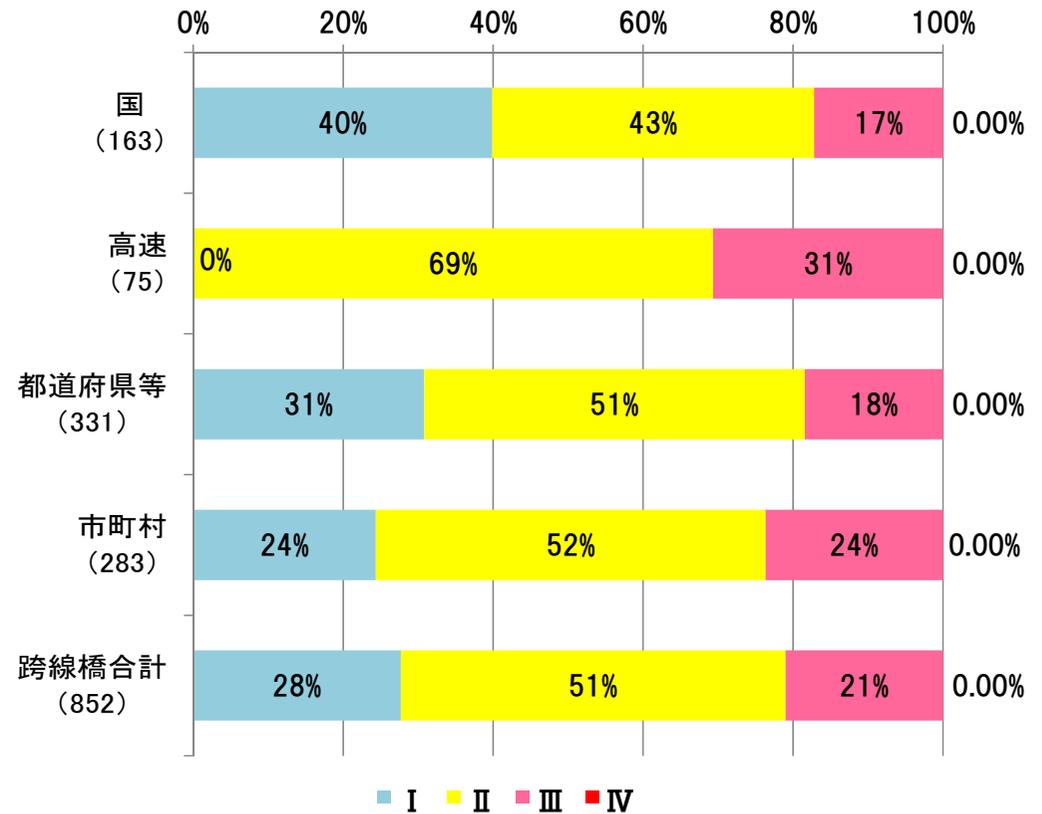


計画 ■ H26年度 ■ H27年度 ■ H28年度 ■ H29年度 ■ H30年度  
 点検実施率 → 平成26年度実施率 → 平成27年度実施率  
 → 平成28年度実施率 → 平成29年度実施率

各年度の点検実施率及び累計(黒字)

※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある  
 ※H30年3月末時点の施設数(H31.3末までに廃止予定等の施設数及びH31以降点検予定の施設数は除く)に対する点検実施率  
 ※跨線橋には、横断歩道橋(跨線橋)を含む

## 点検結果(H26~29累積)

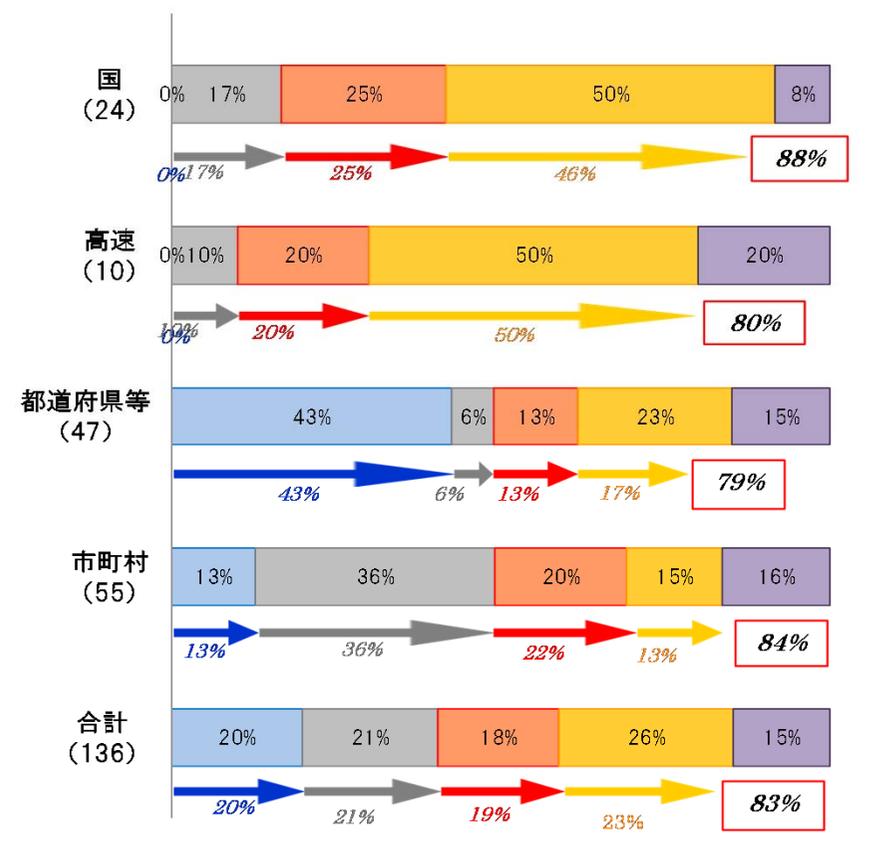


- I 構造物の機能に支障が生じていない状態
- II 構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態
- III 構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態
- IV 構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態

※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある  
 ※H26年~H29年度の点検結果の合計値による割合  
 ※跨線橋には、横断歩道橋(跨線橋)を含む

# 跨線橋の点検実施率及び点検結果(道路管理者別:大分県)

## 点検計画と点検実施率(H26～29累積)

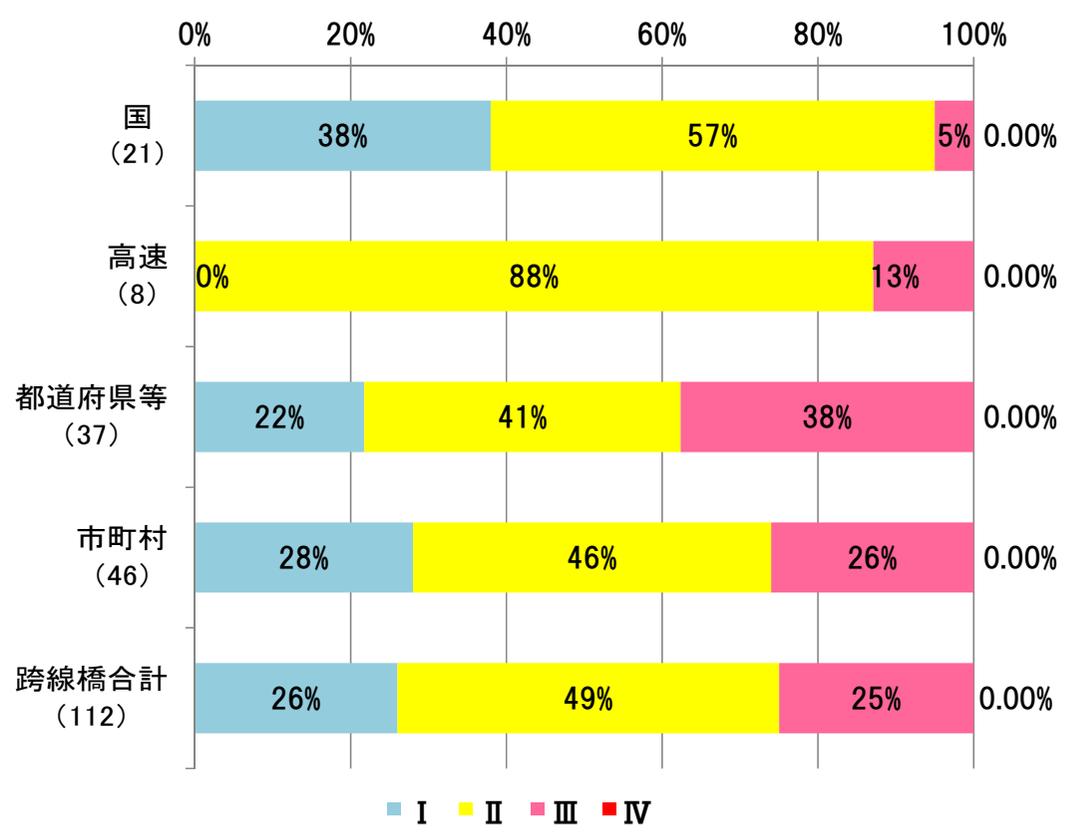


計画	■ H26年度	■ H27年度	■ H28年度	■ H29年度	■ H30年度
点検実施率	→ 平成26年度実施率	→ 平成27年度実施率	→ 平成28年度実施率	→ 平成29年度実施率	

各年度の点検実施率及び累計(黒字)

※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある  
 ※H30年3月末時点の施設数(H31.3末までに廃止予定等の施設数及びH31以降点検予定の施設数は除く)に対する点検実施率  
 ※跨線橋には、横断歩道橋(跨線橋)を含む

## 点検結果(H26～29累積)



- I 構造物の機能に支障が生じていない状態
- II 構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態
- III 構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態
- IV 構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態

※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある  
 ※H26年～H29年度の点検結果の合計値による割合  
 ※跨線橋には、横断歩道橋(跨線橋)を含む